

2020年メディア関係判例回顧

# 争われたリツイートの意味

——SNSでの権利侵害の要件とは

京都大学 大学院法学研究科教授 曾我部 真 裕

本稿では、2020年1月から12月までのメディア・報道に関連した裁判例を概観する。20年は活字メディア、インターネットとも、名誉毀損関係のケースが目立った。

## 論文によるプライバシー侵害

名誉毀損の事例ではなく、また、報道に関するものでもないが、最高裁の判断という意味で重要なため、まずこの判決から紹介する。

原告の元少年（後記の論文公表当時）に対する少年保護事件の調査を担当した家庭裁判所の調査官（当時）が、発達障害を有する者に関する事例として本件を題材とした論文を執筆し、臨床精神医学に関する専門雑誌で公表したこと（その後、単行本にも収録）がプライバシー侵害であるとして、執筆者、雑誌及び単行本の出版社を被告として訴訟が提起された。地裁判決は違法性を認めなかったが、高裁判決は請求を一部認容した。最高裁10月9日判決は、次のように判断し、違法ではないとした。

まず、プライバシー侵害について不法行為責任が成立するか否かは、比較衡量

を行い、公表されない法的利益が優越するかどうかで判断するのが確立した判例であり、本件もこうした枠組みで判断された。

少年法は少年審判の非公開、推知報道の禁止などを定めている。また、本件論文には、被告の調査官の調査で取得された秘匿性の高い情報が記載されている。他方で、本件論文の公表目的は重要な公益を図ることにあり、また、精神医学の症例報告を内容とする論文では一定の情報に正確に記載することを要し、本件プライバシー情報に係る事実を記載することとは本件論文にとって必要なものだった。また、本件論文には対象少年を直接特定した記載がないなど、プライバシーへの配慮もしていた。さらに、本件論文に記載された事実関係を知る者は限定されており、専門誌への公表であったことからして、具体的被害が生じる可能性は相当低かった。

以上からすれば、公表されない法的利益が、公表する理由に優越するとまでは言えず、違法とは言えないとされた。

本件では、少年事件におけるプライバシー保護と、精神医学研究における必要性との難しい比較衡量が求められたが、



そがべ・まさひろ=1974年生まれ。専門は憲法・情報法。京大准教授、パリ政治学院客員教授などを経て、2013年から現職。『反論権と表現の自由』『憲法学のゆくえ』（共著）など編著書多数。

研究に必要な範囲でプライバシーに属する情報の記載が認められた点で、妥当な判断だったと考えられる。

### リツイートによる著作者人格権侵害

もう1件の最高裁判決として、原告である写真家が撮影した花の写真のツイートをリツイートした際に、リツイートでは元の写真の一部がトリミングされ、著作者たる写真家の氏名が表示されないことが著作者人格権としての氏名表示権（著作権法19条1項）の侵害に当たり、発信者情報開示請求（プロバイダ責任制限法4条）が認められるかが問題となった事案に関する最高裁7月21日判決がある。

まず、氏名表示権の侵害の有無については、次の通り判断された。すなわち、

リツイートに表示される写真をクリックすると著作者名も含む写真全体が表示されるのではあるが、閲覧者が通常クリックすると言えるような事情はないことから、クリックすれば表示されることをもって著作者名を表示したことにはならないとして、氏名表示権の侵害が成立するとされた。

次に、発信者情報開示の要件のうち、被告が「侵害情報の発信者」に当たるかどうか問題となった。実は、リツイートに表示される写真は、元ツイートへのリンクが表示されたものである。そうすると、リツイートをした者自身が「侵害情報の発信者」とは言えないのではないかが問題となる。最高裁は、このような場合であっても「侵害情報の発信者」といつてよいとした。

以上の判断の結果、リツイートをを行った場合に著作権侵害に問われる可能性があることになり、それを避けるためには画像の出所や著作者名の表示や同意などを確認する必要がある。ツイッターユーザーの過度の負担になるのではないか。林景一裁判官の反対意見はこのように主張したが、戸倉三郎裁判官の補足意見は、当然の負担であるとする。

### 従軍慰安婦報道に対する批判

朝日新聞記者（当時）の植村隆氏が執筆し、1991年に同紙に掲載された二つの元従軍慰安婦女性に関する記事に対する批判が、植村氏に対する名誉毀損であるとして訴えが提起された。

論点が類似するものの被告が異なる二つの判決がある。一つは、櫻井よしこ氏及び複数出版社を被告とする札幌高裁2020年2月6日判決（同年11月18日の最高裁決定で上告が棄却されている）であり、もう一つは、西岡力氏及び出版社を被告とする東京高裁3月3日判決である。なお、両氏の批判記事は14年、植村氏が朝日新聞社を退職し、大学の教授に就任予定だとの報道があったことを契機になされたものである。

批判記事のうち争点となった記述は複数に渡り、また、両事件で一定の違いもあるが、紙幅の関係上、1点のみをやや簡略化して紹介する。

すなわち、植村氏は1991年、慰安婦だったと名乗り出た女性が継父によって人身売買され慰安婦にさせられたという経緯を知りながら、これを報じず、日

本軍によって戦場に強制連行され、日本人相手に売春行為を強いられた「朝鮮人従軍慰安婦」であるという内容の事実と異なる記事をあえて執筆したとの指摘が、名誉毀損に当たると争われた。

札幌高裁も東京高裁も、これらの事実摘示について誤信相当性を認め、論評に關しても論評の域を逸脱していないとして植村氏の請求を認めなかった。

もっとも、櫻井氏も西岡氏も、植村氏が「事実と異なる記事をあえて執筆した」という部分については、植村氏本人への取材も含め、ほとんど取材をしておらず、この点について誤信相当性を認めたことはやや意外である。なお、札幌高裁判決が「意図的な虚偽報道だと言われても仕方がない」という櫻井氏の指摘につき、事実として断定しているとはいえず、事実摘示ではなく論評だとしていることについても異論の余地があるように思われる。

### 摘示事実の解釈が争われた事例

母体保護法上の指定医師でない医師が妊娠中絶手術を行っており、手術を受けた女性が死亡したなどとするフジテレビ

の放送が名誉毀損であるとして、当該病院を経営する医療法人が訴訟提起した事案について、東京地裁2020年3月30日判決は、一部は名誉毀損に当たらず、残りは真実性ありとして、請求を棄却した。

名誉毀損に当たらずとされた部分は、摘示事実の解釈が争われた。医療法人側は、本件放送は、本件手術を行ったのは医師ではないという事実や、本件手術に起因して患者が死亡した事実を摘示したと主張したが、放送では医師であることや、因果関係は不明であることが述べられているとされた。

また、本件放送では、医療（法）上の知識のある者が見れば医療法人側の問題と見うる事実（胎児適応に基づく中絶手術という違法行為がなされたこと）が指摘されていたが、判決は、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準とすれば、これが医療法人の社会的評価を低下させるものとは言えないとした。興味深い判断である。

朝日新聞の福島原発事故に関するいわゆる吉田調書報道問題について、当該報道に関わった朝日新聞元記者が、当該報道を取り消す記事において個人名に言及

され、名誉を毀損されたと主張した訴訟で、東京地裁3月23日判決は、当該取り消し記事は、個々の記者を批判するものと理解されるものではないとして、元記者の訴えを退けた。

第3に、政治評論家の加藤清隆氏が、有田芳生参議院議員がトランプ米大統領（当時）を侮辱する横断幕を掲げたのは極めて非礼な行為だなどとツイートしたことが、同議員の名誉を毀損するとして争われた事件がある。実際には、同議員は、第三者が上記のような横断幕を掲げた写真を掲載したツイートをリツイートしただけであった。この点について加藤氏は、本件ツイートの重要部分は、有田議員が大統領を侮辱するメッセージを広めた点であって、有田議員自ら横断幕を掲げたかどうかは重要部分ではないと主張した。

しかし、東京地裁2月27日判決は、自ら横断幕を掲げると、他人がそうしている写真をリツイートするのでは大きく異なるとして、加藤氏の主張を退けた。次に項目を改めて触れるが、短文投稿サイトであるツイッターでは、摘示事実の解釈が問題となるのが多くなることが想定される。

## リツイートによる名誉毀損の成否

大阪高裁6月23日判決は、ジャーナリストの岩上安身氏が、「橋下徹が30代で大阪府知事になったとき、20歳以上年上の大阪府の幹部たちに随分と生意気な口をきき、自殺にまで追い込んだことを忘れたのか！ 恥を知れ！」という第三者のツイートを単純リツイートしたことに付き、橋下氏が名誉毀損だとして訴えを提起した事案に関するものである。

第1に、単純リツイートに関してそもそも名誉毀損が成立しうるのかについて、判決は、一般閲読者の普通の注意と読み方を基準とすると、元ツイートに係る投稿の表現内容をそのままの形でリツイート主のフォローワーのタイムラインに表示させて閲読可能な状態に置く行為であり、それが他人の社会的評価を低下させるものである場合、リツイートに関しても名誉毀損は成立しうるとする。

この点、地裁判決（大阪地裁19年9月12日）では、リツイートは元ツイートに賛同する趣旨であることを重視するかのような判示があったが、高裁判決は意図や動機等は問わないとした。名誉毀損に

当たる記事を自分のブログに転載することによってブログ管理者も名誉毀損の責任を負うことと同じで、高裁判決が自然な判断であろう。

第2に、上記のようなツイートによる摘示事実は何かが争われた。本件では、橋下氏が知事時代に、その言動が一因となった可能性のある職員の自殺事件があったところ、上記ツイートの事実摘示にはこの事件のことも含まれているのか等が問題となった。

判決は、ツイートの文言通り、橋下氏から生意気な口のきき方をされた職員の中に自殺にまで追い込まれた者がいたとの事実を摘示するものと解釈し、それを前提に真実性や誤信相当性を否定し、33万円の支払いを命じた地裁判決を維持した。

第3に、岩上氏は、本件訴訟はスラップ訴訟であって訴権の乱用だとも主張していたが、本件提訴が裁判制度の趣旨、目的に照らして著しく相当性を欠くということはできないとされた。

以上のうち、後2者の論点も含め、ツイッターにおける名誉毀損訴訟の判断のあり方については今後検討すべき課題が残されている。

## 真実性・誤信相当性

東京地裁20年3月16日判決は、大東建託の「賃貸経営受託システム」を利用したアパート経営について、①収支が赤字になるようなビジネスでありながら、営業担当者が顧客に対して家賃の引き下げを要求している②不当に高額の工事費を請求している——との印象を与えるような記事の名誉毀損性が争われた事案に関するものである。

本件について判決は、①については誤信相当性があるが、②についてはないとしつつ、②は本件記事全体の中で重要な意味を持つものではないとして、損害額を20万円にとどめている。なお、本件記事の取材源が匿名であることや、証拠として提出された取材結果の録音の「反訳書」が逐語的でないことについて、客観的な状況との合致や内容の合理性からすれば、取材結果の内容自体は信用できるとしており、取材源を秘匿しながらの真実性・誤信相当性立証のあり方の観点から参考になる（『新聞研究』20年3月号本欄も参照）。

東京地裁5月18日判決は、和歌山毒物

カレ－事件で死刑判決の確定した林眞須美氏が、同氏が犯人であるという内容の、事件捜査段階で公表した『週刊読売』の記事を名誉毀損だとして訴えた事案に関するものであるが、死刑判決がすでに確定している以上、真実性があるとされた。

東京高裁7月22日判決は、NPO法人「言論NPO」が、代表者に多額の金銭を支払いながら、書類への記載はダミー会社名で行っているなどとする『週刊文春』の記事に関する名誉毀損事件についてのものであるが、判決は、記事の真実性を認め、請求棄却とした。

京都地裁9月28日判決は、ある経営者が暴力団組員であつたなどとする『週刊金曜日』の記事に関する名誉毀損事件についてのものである。

金曜日側は、暴力団から原告の氏名が記載された破門状が發布されていることや、複数の暴力団関係者の発言があることなどから、真実性・誤信相当性を主張した。しかし判決は、破門状についてはそれだけでは真実性は認められないこと（本件記事公表前に、破門状の頒布が名誉毀損に当たるとして元暴力団員らが逮捕されていた）、取材した暴力団関係者は、原告と敵対的な関係にあること、京

都府警が原告の暴力団への在籍歴はないとしていたことなどから、真実性・誤信相当性を否定した。金曜日側はスラップ訴訟であるとの主張もしていたが、前述の大阪高裁判決と同様の理由で退けている。

東京地裁12月21日判決は、タレントの太田光氏が大学に裏口入学したとする『週刊新潮』の記事に関する名誉毀損事件についてのものである。

本件記事の主な情報源は、裏口入学に関与したとする経営コンサルタントである。新潮社は、同人の陳述は具体的に詳細であり、他の関係者の陳述等からも裏付けられていると主張したが、判決は、同人の特定が必ずしも十分であるとは言えず、その陳述の信用性を具体的に認めるに足りる客観的な証拠も見当たらないとして、真実性・誤信相当性を否定した。

### 損害賠償の範囲

福岡地裁12月21日判決は、西日本で広く事業を展開する生活協同組合が、その商品カタログにおいて東日本大震災復興応援企画として被災各県の商品を特集した際、福島県の商品が意図的に外されて

いると報じた福島民友の一連の記事が名誉毀損であるとする訴えに関するものである。

記事の真実性・誤信相当性が否定され、非財産的損害（個人に対する慰謝料に相当）100万円の支払いが認められたが、本件で興味深いのは、原告の生協が、本件報道によって生じた誤解を解くために冊子を製作して関係先に送付した費用（約660万円）を損害として認めるかどうかである。この点について判決は、「表現の自由の保障という観点からは、言論の場において互いに応酬を重ねることを通じて議論を深めるのが望ましいことは論を俟たないが、かかる言論に要した巨額の費用について訴訟を提起して相手方に請求することは、かえって言論や表現を萎縮させる結果となるおそれがある。名誉毀損表現に対する反論等に要した費用等を相手方に請求することを認めるか否かは、特に慎重な検討を要する」とした。その上で、売り上げの減少や生協としての活動に著しい影響が生じたわけでもなく、原告のウェブサイトにより安価に意見を表明することもできたとして、上記の費用は、名誉毀損行為との間に相当因果関係があるとは言えないとし

た。なお、この種の費用の賠償まで命じられた事例として、研究社英和辞典名誉毀損事件（東京高裁1996年10月2日判決）がある。

そのほかの名誉毀損事件として、東京地裁2020年8月17日判決は、あおり運転で指名手配中の被疑者の同乗者だという前提で、無関係の原告女性の顔写真を掲載したツイートを引用し「同乗の女も見つけたようです」「早く逮捕されるよう拡散お願いします」とのフェイスブック投稿を豊田市議（当時）が行ったことが名誉毀損に当たるとして、33万円の支払いを命じた。

### NHK放送法遵守義務確認訴訟

NHKがNHK受信契約者に対し、放送法4条や国内番組基準を遵守して放送する義務があることの確認と慰謝料請求を行った事案もある。奈良地裁11月12日判決は、放送法4条等は一般的抽象的な義務であり、また、受信契約の内容でもないから、個々の受信契約者に対して同条を遵守して放送することを求める法律上の権利・利益を付与したものではないとして、確認の利益がなく、不法行為も

成立しないとした。

### 発信者情報開示請求

聖教新聞紙面の写真とともに、台風被害に対する創価学会の対応を批判したツイートに対して、創価学会からKDDIに対して発信者情報開示請求がなされた事案がある。上記の写真には、台風被害に関する創価学会の取り組みを伝える記事のほか、それとは無関係の宗教行事を撮影した写真も写されており、本件の開示請求は、この写真の著作権侵害を理由とするものである。

東京地裁10月14日判決は、宗教行事の写真の著作物性を認めただけで、引用等の著作権法上の例外事由にも当たらないとして、著作権侵害を認定し、請求を認容した。

実質的には台風被害対応の批判を問題とするものではないかとも思われるが、訴訟の当事者がツイートをした本人ではなく通信会社であることもあってこうした点は争いにくく、難しい問題を含む事案であるように感じられる。